施設基準に関するご案内（１）

当院は厚生労働省が定める以下の施設基準を届け出ております。

1. 入院基本料に関する基準

各病棟は以下の入院料を届け出ております。

- １階一般病棟／４階一般病棟 ： 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料４）　（一般入院）第 1249 号
- ２階回復期リハ病棟 ： 回復期リハビリテーション病棟入院料１　（回１）第 62 号
- ３階地域包括医療病棟 ： 地域包括医療病棟入院料２　（地包医２）第８号

2. 入院基本料等加算に関する施設基準

- 機能強化加算　（機能強化）第 771 号
- 電子的診療情報連携体制整備加算３　（外医 DX3）第 429 号
- 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準　（入減免）第 31 号
- 救急医療管理加算　（救急医療）第 21 号
- 診療録管理体制加算１　（診療録１）第 143 号
- 医師事務作業補助体制加算２　（事補２）第 165 号
- 急性期看護補助体制加算　（急性看補）第 13 号
- 看護職員夜間配置加算　（看夜配）第 113 号
- 電子的診療情報連携体制整備加算２　（入医 DX2）第９号
- 口腔管理連携加算　（口腔管）第 35 号
- 医療安全対策加算１　（医療安全１）第 27 号
- 感染対策向上加算２　（感染対策２）第 53 号
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算１　（地薬供１）第８号
- 病棟薬剤業務実施加算１　（病棟薬１）第 35 号
- データ提出加算２・４　（データ提）第 61 号
- 入退院支援加算１　（入退支）第 13 号
- 認知症ケア加算１　（認ケア）第 20 号
- せん妄ハイリスク患者ケア加算　（せん妄ケア）第５号
- 排尿自立支援加算　（排自支）第 71 号
- 地域医療体制確保加算１　（地医確保１）第 60 号

3. 特掲診療料に関する施設基準

- がん性疼痛緩和指導管理料　（がん疼）第 24 号
- がん治療連携指導料イ　（がん指イ）第 83 号
- がん治療連携指導料ロ　（がん指ロ）第 75 号
- 婦人科特定疾患治療管理料　（婦特管）第 174 号
- 二次性骨折予防継続管理料１　（二骨管１）第 54 号
- 二次性骨折予防継続管理料２　（二骨継２）第 39 号
- 二次性骨折予防継続管理料３　（二骨継３）第 90 号
- 救急外来医学管理料２及び同注３に規定する救急外来緊急検査対応加算２　（救外２）第 34 号
- 外来腫瘍化学療法診療料１　（外化診１）第 61 号
- がん治療連携指導料　（がん指）第 865 号
- 外来排尿自立指導料　（外排自）第 51 号

施設基準に関するご案内（２）

- 肝炎インターフェロン治療計画料　(肝炎)第 34 号
- 薬剤管理指導料　(薬)第 135 号
- 在宅療養支援病院　(支援病 1)第 24 号
- 在宅時医学総合管理料　(在医総管 1)第 1327 号
 (在医総管 1)第 1358 号
- 救急患者連携搬送料(救急患者連携搬送料 2)　(救患搬)第 21 号
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
 (在持充)第 302 号
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算
 (遠隔持陽)第 134 号
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)　(HPV)第 316 号
- 画像診断管理加算 1　(画1)第 115 号
- CT撮影及びMRI撮影　(C･M)第 539 号
- 外来化学療法加算 1　(外化 1)第 56 号
- 無菌製剤処理料　(菌)第 111 号
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)　(脳Ⅰ)第 190 号
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)　(運Ⅰ)第 39 号
- ストーマ合併症加算　(スト合)第 27 号
- 椎間板内酵素注入療法　(椎酵注)第 4 号
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)　(腹リ傍側)第 11 号
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術　(内胃切)第 6 号
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術　(早大腸)第 64 号
- 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術の届出　(胃瘻造)第 46 号
- 輸血管理料Ⅱ　(輸血Ⅱ)第 57 号
- 輸血適正使用加算　(輸適)第 44 号
- 人工肛門･人工膀胱造設術前処置加算　(造設前)第 63 号
- 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静(声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの)1
 (吸静深 1)第 43 号
- 麻酔管理料(Ⅰ)　(麻管Ⅰ)第 82 号
- 保険医療機関間の連携による病理診断　(連携診)第 51 号
- 外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注 5　(外在ベⅠ注)第 139 号
- 入院ベースアップ評価料(122)　(入ベ 122)第 1 号
- 酸素単価　(酸単)第 31847 号

4. 入院時食事療養に関する施設基準

- 入院時食事療養(Ⅰ)　(食)第 851 号
 医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。また、各病棟に食堂兼談話室を設けており、食堂加算を算定しております。食堂加算については、患者さまの特別な負担はありません。

5. 保険外併用療養費のご案内

- 入院期間が 180 日を超える入院に関する事項
 1 階一般病棟／4 階一般病棟での入院期間が 180 日を超える入院患者さまには、健康保険による一部負担金とは別に、入院料の一部 2,640 円をご負担いただきます。ただし、厚生労働省の定める状態にある場合はこの限りではありません。

2026.11